

アニマルウェルフェアに配慮した動物飼育展示等に関する基本方針

最終改正 令和7年1月30日 6 東動協総運ケ第150号
(令和7年2月1日施行)

公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）は、動物園および水族園事業の発展振興を図り、人と動物の共存に貢献するという使命を推進し、将来にわたって適切な飼育展示等を継続するため、本基本方針を定める。

1. アニマルウェルフェアの定義

この基本方針では、公益社団法人日本動物園水族館協会の定義に基づき、アニマルウェルフェアを「個々の動物の身体的および心理的状态」と定義する。

2. 収集および搬出入

- (1) 動物の飼育展示にあたっては、その目的を明確にしたコレクションプランを策定し、プランに沿った動物の収集を行う。
- (2) 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖した個体とし、やむを得ず購入や採集による場合には、適法であることはもちろんのこと、種の保全について十分な配慮を行う。
- (3) 国内外の他園館から個体を導入する際は、ブリーディングローン等を積極的に活用し、展示動物個体群の維持・増殖に努める。
- (4) 動物の搬出入にあたっては、可能な限り搬出入先の飼育管理体制を確認し、動物を適切に飼育するために十分な施設及び人員を有しているものに限ることとする。
- (5) 動物の輸送にあたっては、アニマルウェルフェアに十分な配慮を行う。

3. 飼育展示

- (1) 動物の飼育展示は、その動物の習性、生理に適合する構造や設備、器具等が具備された飼育施設において行う。
- (2) 適切かつ継続的な個体群を維持するため、動物種に応じた必要な個体識別を行う。
- (3) 動物の飼育管理にあたっては、その種の飼育について必要な知識及び技術を習得した者が行い、常に必要な情報の収集を行う。
- (4) 飼育動物が必要十分な栄養を摂取できる飼料や水を適切な方法で給与する。
- (5) 生きた脊椎動物を飼育動物に給餌する場合は、園で倫理的審査を行い、給餌される動物の苦痛を軽減し、給与する動物にとって必要不可欠な場合にのみ実施する。
- (6) 飼育動物には、必要な運動、休息、睡眠を確保するとともに、その種の本来の習性が発揮できるような飼育環境を確保し、健康管理および健全な成長に留意する。
- (7) 動物の健康管理や適切な飼育管理、エンリッチメントを目的としてトレーニングを実施する場合は、アニマルウェルフェアに十分な配慮を行う。

4. 獣医学的措置

- (1) すべての獣医学的措置は、アニマルウェルフェアに十分配慮して行う。
- (2) 避妊や去勢等は、副次的な影響等を十分考慮した上、血統管理や個体数管理上やむを得ない場合にのみ行う。
- (3) 飼育動物は、終生飼育を原則とする。安楽死処置は、感染症などにより人又は他の動物に被害を及ぼす恐れのあるとき、あるいは負傷又は疾病などにより回復の見込みがなく、苦痛を取り除く必要があるときに限る。

5. 教育普及

- (1) 動物へのなんらかの働きかけ（給餌・移動・容器への収容など）をとおして、特定の行動を観察したり、さまざまな角度から詳細に観察したりする等、動物を介した教育普及活動全般を「動物介在教育活動（ふれあい活動）」と定め、アニマルウェルフェアに十分配慮する。
- (2) 上記に該当する活動においては、事前に「動物介在教育プログラム企画書」を作成し、目的の明確化、扱う動物のアニマルウェルフェアへの配慮、参加者の学びの評価などの十分な検討を必須とする。
- (3) 「ふれあい活動」参加者へは、事前に必要な説明を行う。

6. 飼育動物の研究

- (1) 研究に飼育動物を使用する場合は、アニマルウェルフェアへの影響を考慮する。
- (2) アニマルウェルフェアの著しい低下、または大幅な外科的介入を伴う研究は、原則として実施しない。

7. 法令遵守

動物の収集、輸送、飼育、研究、展示にあたっては、関係法令を正しく認識し、遵守する。また、動物の輸出入にあたっては、国内法のみならず、相手国の法令を遵守するだけでなく、主務官庁の通知、慣行などについて情報収集すること。

8. アニマルウェルフェアの向上

- (1) 不断にアニマルウェルフェアの向上に努める。特に、飼育動物へ給与する栄養、飼育動物の生活環境、継続的な健康維持、動物本来の行動発現、動物本来の精神状態という5つの視点から、アニマルウェルフェアの向上に向けた取組を推進する。
- (2) アニマルウェルフェアの向上を目的に、協会に「アニマルウェルフェア委員会」を設置し、各園飼育展示に係る主務課（係）にアニマルウェルフェア事務担当を配置するとともに、その詳細については別途要綱に定める。

9. 本基本方針の見直し

法律の改正やアニマルウェルフェアに関する科学的な新たな知見等により本基本方針の見直しが必要となった場合には、アニマルウェルフェア委員会において見直しの内容について検討し、運営会議において決する。

附 則

- ・令和３年３月２９日付 ２東動協総運ケ第 168 号 理事長決定
同年３月３１日より施行する。
- ・令和７年１月３０日付 ６東動協総運ケ第 150 号にて改正、
同年２月１日より施行する。